

～国民健康保険税のための申告について～

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得に応じて計算し、課税されます。国民健康保険に加入していて、所得税の確定申告や市・県民税の申告をされていない等で市役所で所得がわからない人、所得がなかった人、または遺族年金等の課税対象とならない収入のみの人は申告が必要となります。

5月下旬頃に送付する「令和2年度 国民健康保険税申告書」が届いた人は、平成31年・令和元年中(1月から12月まで)の収入・所得を記入して保険年金課まで必ずご返送ください。

※前年中の世帯の所得金額が一定基準以下の場合には、国民健康保険税の均等割額・平等割額を軽減する制度があります。
(所得の申告があれば軽減のための手続は必要ありません。)

令和2年度 国民健康保険税申告書					
大和郡山市長様 合和 年 月 日提出					
住所	フリガナ				
氏名	性別				
職業	生年月日				
(1) 平成31年・令和元年中の所得を記入してください					
年金受取金額	国民年金 厚生年金等 軍人恩給 遺族受取金額	円 遺族年金 厚生年金 恩給			
給与	パート等	その他()			
農業	賃貸	その他の所得			
販賣業	その他の事業	公務員俸料			
旅費	旅費	旅費			
扶助金	扶助金	扶助金			
配当・譲り受け	譲り受け	譲り受け			
被扶養者	被扶養者	被扶養者			
扶助金を除く	扶助金を除く	扶助金を除く			
一時資金	一時資金	一時資金			
収入金額 必要経費 内訳金額 合計					
給与	円	円			
パート等	円	円			
農業	円	円			
賃貸	円	円			
その他の事業	円	円			
旅費	円	円			
扶助金	円	円			
配当・譲り受け	円	円			
被扶養者	円	円			
扶助金を除く	円	円			
一時資金	円	円			
収入金額 必要経費 内訳金額 合計					
収入金額	円	円			
必要経費	円	円			
内訳金額	円	円			
合計	円	円			
(2) すでに所得申告をされた方。(該当するものに二印をしてください)		印			
ア. 税務署イ. 税務課ウ. 前住所地		印			
住所	郵便番号	市区町村	郵便番号	市区町村	郵便番号

～国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について～

国民健康保険税の納付がすでに特別徴収となっている世帯については、4月以降も年金受給日に合わせて、引き続き天引きとなります。本年度から新たに特別徴収となる世帯については、7月頃納付書発送前にご案内をお送りし、10月から天引き開始となります。

特別徴収の対象となる世帯

- ①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること。
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。
- ③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の金額であること。

※世帯主以外の人の年金からは、特別徴収は行いません。

※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。

※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。

【納期】 すでに特別徴収となっている世帯

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収	本徴収				
前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険税を納めます。	前年の所得が確定した後は、年間保険税から仮徴収分を差し引いた残りを3回に分けて納めます。				

● 本年度から新たに特別徴収に該当する世帯

年間保険税の1～3期分を普通徴収で、10月から特別徴収(本徴収)で納めます。

※ 国民健康保険税を納付書で納付もしくは口座振替で納付する方法を「普通徴収」といいます。

～保険税課税限度額が変わります～

令和2年度から国民健康保険税課税限度額について、下記のとおり改定を行います。

区分	医療給付費分 (すべての人)	後期高齢者支援金分 (すべての人)	介護納付金分 (40歳以上65歳未満の人)
課税限度額	58万円→61万円	19万円	16万円

～保険証の窓口更新について～

3月中旬～下旬に4月1日以降の新しい保険証を郵送していますが、一部の世帯については保険税の納付と納付相談を兼ね、窓口での更新とさせていただいている。該当者には個々にご通知をお送りしていますので、未更新の人はご確認いただき、保険証及び印鑑を持参のうえ、必ず更新にお越しください。



課税内容・納税相談のお問い合わせ…保険年金課保険税係 ☎0743-53-1646



4月1日からの、新しい保険証(国民健康保険被保険者証)をご確認ください。



3月中旬～下旬に世帯主宛てに簡易書留で、世帯全員分の保険証をお送りしました。
まだ届いていない場合はご連絡ください。

※期限の切れた保険証は各家庭で処分してください。

※保険証及び高齢受給者証のカードケースが必要な人にはお配りしますので、保険年金課給付係または各支所等までお越しください。

表面

奈良県	有効期限	令和3年3月31日
国民健康保険被保険者証	記号	奈3番号000000
氏名	郡山太郎	見本
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別男
適用開始年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
交付年月日	令和2年4月1日	
世帯主氏名	郡山太郎	
住所	大和郡山市△△町△△番地	
保険者番号	290031	交付者名 大和郡山市

4月は就職や入学、転出・転居など異動の多いシーズンです。
ご世帯の中で国保資格に変更がある場合は手続が必要です。

国民健康保険に加入するとき、やめるときには必ず**14日以内**に届出してください。

こんなとき	届け出に必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	●住民異動届 ●印かん
職場の健康保険をやめたとき	●職場の健康保険をやめた証明書(社会保険資格喪失証明書など) ●印かん
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	●被扶養者でなくなった日付のわかる証明書 ●印かん
子どもが生まれたとき	●保険証 ●母子健康手帳 ●印かん
生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書 ●印かん
外国籍の人が加入するとき	●在留カード
他の市区町村に転出するとき	●保険証 ●住民異動届 ●印かん
職場の健康保険に加入了したとき	●国民健康保険の保険証 ●加入した職場の健康保険の保険証
職場の健康保険の被扶養者になったとき	●印かん
国民健康保険の被保険者が死亡したとき	●保険証 ●死亡を証明するもの ●印かん ●喪主の氏名がわかるもの
生活保護を受けるようになったとき	●保険証 ●保護開始決定通知書 ●印かん
外国籍の人がやめるとき	●保険証 ●出国する日付がわかるもの(出国する場合のみ)
市内で住所が変わったとき	●保険証 ●住民異動届 ●印かん
世帯主や氏名が変わったとき	●保険証 ●印かん
世帯が分かれたり、いっしょになるとき	●保険証 ●在学証明書または学生証 ●印かん
修学のため、別に住所を定めるとき	●身分を証明するもの(運転免許証、パスポート等) ●印かん
保険証をなくしたとき	

※国民健康保険の加入者が75歳になった場合は、後期高齢者医療制度の加入者に自動的に移行するので、特に手続きの必要はありません。

※やめると、40歳～74歳の人は特定健康診査受診券、特定保健指導利用券(該当者のみ)も窓口にお返しください。

※70歳以上の人には、上記の必要なものに加えて高齢受給者証もご持参ください。

※いずれの手続きにおいても、個人番号のわかるもの及び本人確認のできる証明書(運転免許証、パスポート等)をお持ちください。

国民健康保険への加入は法律で定められています。

職場の健康保険等に加入している人、後期高齢者医療制度に該当している人、生活保護を受けている人を除いて、大和郡山市に住んでいる人はすべて国民健康保険の加入者になります。

国民健康保険に加入した場合



※届出が遅れた場合も、加入すべき月（退職の翌日、転入日等）まで遡って加入していただき、保険税を納めなければなりません。

国民健康保険をやめた場合



※国民健康保険は届出がない限り、自動的には切り替わりません。また、国民健康保険の資格を喪失した後に保険証を使って医療機関を受診すると、市が負担した治療費を返していただくこととなります。

加入の届け出がおくれると…

保険証がないため医療費を全額自己負担しなければなりません。

届け出が遅れた場合、加入すべき月（退職の翌日、転入日等）までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

保険税の納付義務は、届け出した日ではなく、あくまでも異動した日に発生します。

任意継続制度をご存じですか？

職場の健康保険に2ヶ月（共済組合は1年）以上加入していた人が退職した場合、退職日から20日以内に健康保険協会・健保組合などへ手続きしていただくと、最長で2年間、今までの社会保険に残ることができます。



やめる届け出がおくれると…

国民健康保険の資格がなくなっているにもかかわらず、保険証を使って医療機関で受診してしまうと、国民健康保険で負担した医療費を返していただくことになります。

やめる手続きが遅れた場合、いつまでも国民健康保険加入者として登録されるため保険税がかかり続けます。

特に、職場の社会保険に加入した場合、職場から市役所には連絡がきませんので必ず届け出が必要です。自動的には切り替わりません。

市外に転出した学生の人は…

国民健康保険に加入している人が、大学・高校等に就学するために市外へ転出した場合でも、引き続き大和郡山市の保険証を発行する特例があります。在学証明証、学生証など就学を証明するものと、印鑑持参のうえ手続をしてください。

また、卒業したり、就職した場合は、卒業証書または、職場の健康保険証を持参のうえ、やめる手続をしてください。

大和郡山市薬剤師会からのお知らせ

お薬手帳を使っていますか？

お薬手帳とは、いつ、どこで、どんなお薬を処方してもらったかを記録しておく手帳のことです。

複数の医療機関を受診する時や、転居した時など、「お薬手帳」を見せるだけで、あなたが服用しているお薬のことをわかつてもらえます。



お薬手帳の正しい使い方

① 医療機関にかかる時は必ず持って行きましょう。

薬の重複やよくない飲み合わせを未然防止や、同じ薬による副作用の再発防止に役立ちます。
薬の使用の記録があることで、より安全に薬を使用することができます。



② 言いたい事や伝えたい事を書いておきましょう。

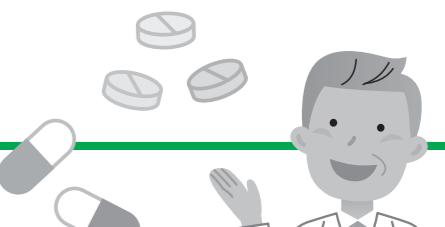
体調の変化や気になったこと、医師や薬剤師に相談したいことを書いておきましょう。

③ 一般用医薬品(OTC医薬品、大衆薬)・健康食品も記録しておきましょう。

思いがけない、よくない組み合わせ・食べ合わせが見つかることがあります。

④ いつも携帯・いつも同じ場所に保管しましょう。

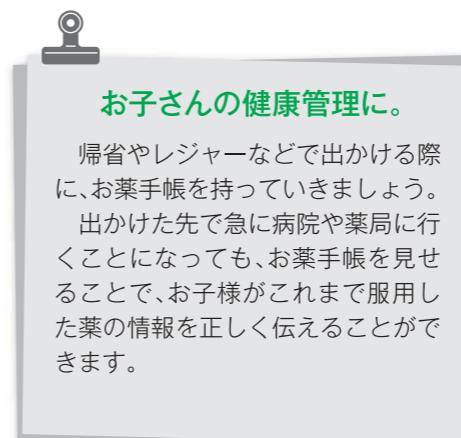
旅行先で病気になった時や災害時に避難した時、救急のときなど、お薬手帳があれば、あなたが飲んでいる薬を正確に伝えられます。ご家族にも、あなたがお薬手帳を持っていることを知らせておきましょう。



⑤ 一冊にまとめましょう。

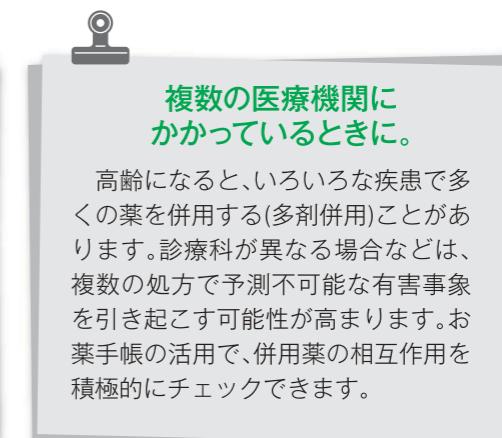
飲んでいるすべての薬を「1冊で」記録することが大切です。
病院ごとや薬局ごとに、別々のお薬手帳を作らないようにしましょう。

こんなときに役立ちます！



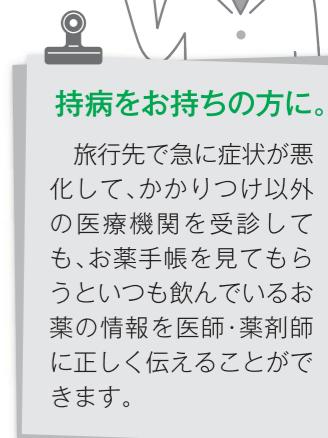
お子さんの健康管理に。

帰省やレジャーなどで出かける際に、お薬手帳を持っていきましょう。
出かけた先で急に病院や薬局に行くことになっても、お薬手帳を見せることで、お子様がこれまで服用した薬の情報を正しく伝えることができます。



複数の医療機関にかかっているときに。

高齢になると、いろいろな疾患で多くの薬を併用する(多剤併用)ことがあります。診療科が異なる場合などは、複数の処方で予測不可能な有害事象を引き起こす可能性が高まります。お薬手帳の活用で、併用薬の相互作用を積極的にチェックできます。



持病をお持ちの方に。

旅行先で急に症状が悪化して、かかりつけ以外の医療機関を受診しても、お薬手帳を見てもらうといつも飲んでいるお薬の情報を医師・薬剤師に正しく伝えることができます。

お薬手帳は、市薬剤師会加入の各薬局などで配布しています。
ぜひ、ご活用ください！